

答弁書第三二号

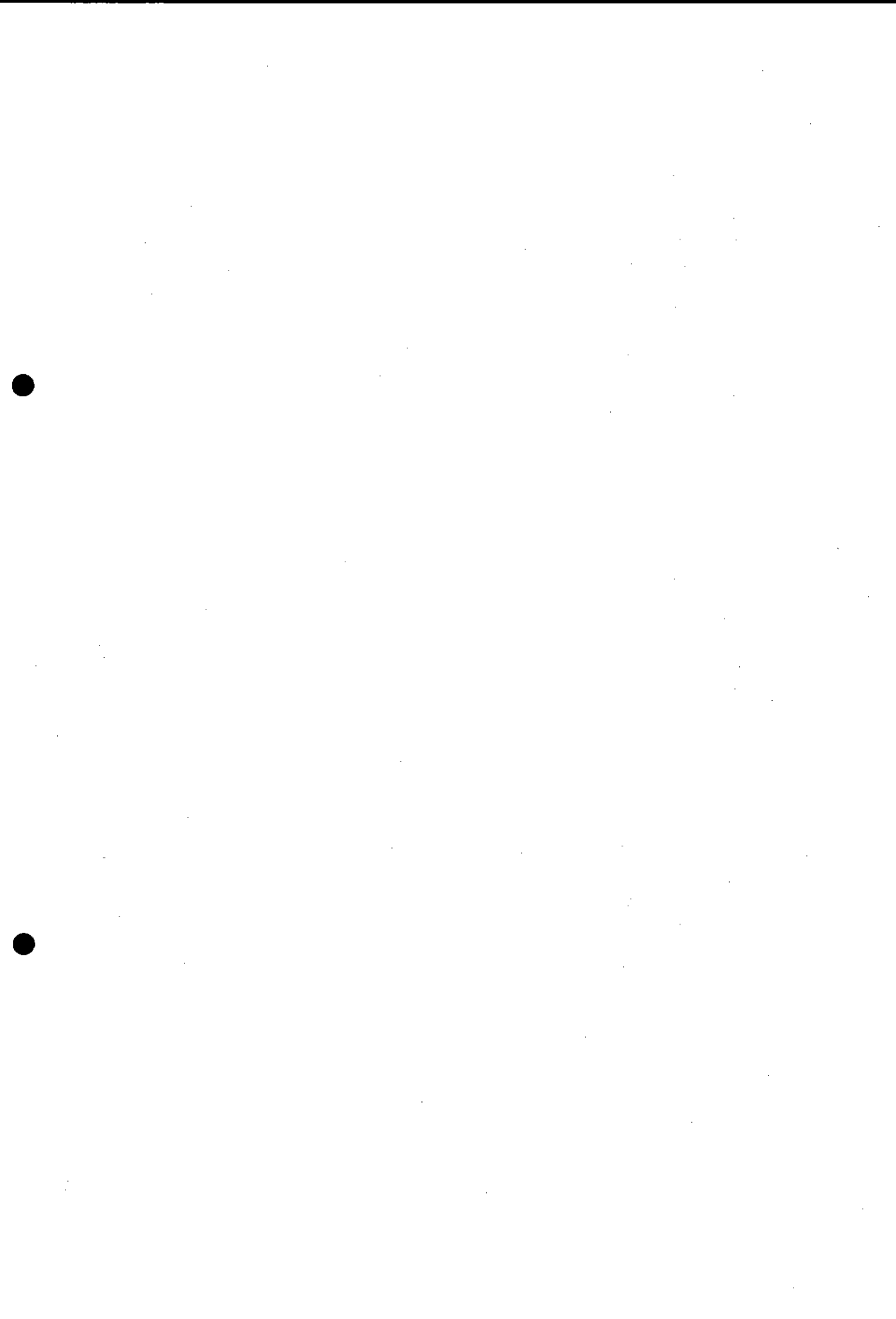
内閣参質一五四第三二号

平成十四年八月二十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

参議院議長 倉田寛之殿

参議院議員大脇雅子君提出公務職場における臨時・非常勤職員等の実情に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員大脇雅子君提出公務職場における臨時・非常勤職員等の実情に関する質問に対する

答弁書

一の1について

一の1においてお尋ねの「臨時・非常勤職員等」とは、国のいわゆる定員外職員又は地方公共団体のいわゆる定数外職員を指すものと考ええる。

国の定員外職員は、行政機関における職のうち恒常的に置く必要のないものに充てるべき職員又は常時勤務に服することを要しない職員であり、恒常的に置く必要がある職に充てるべき常勤の職員である定員内職員とはその性格が異なることから、定員を削減した定員内職員の職に定員外職員を充てるというものではない。

地方公共団体の定数外職員についても国の定員外職員とおおむね同様である。なお、地方公共団体において定数外職員をどの程度活用するかについては、行政ニーズの変化や多様化に的確に対応する観点から、各地方公共団体がその実情に応じて適切に判断すべきものと考えている。

一の2について

公務員の給与その他の勤務条件等は、その勤務の形態や職務の内容等に応じて定められるものであるところ、国の一般職の非常勤職員の給与については、勤務の形態や職務の内容等がまちまちであることから、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第二十二條第二項において、「各府の長は、常勤の職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で、給与を支給する」とされているなど、各府省において、それぞれの勤務の形態や職務の内容等を考慮して決定しており、その他の勤務条件等についても、勤務の形態や職務の内容等を踏まえつつ、民間における状況等を考慮して措置しているところである。

国の一般職の非常勤職員の勤務条件等については、今後とも常勤の職員との均衡、民間における状況等を考慮し、適切に対応していくべきものと考えている。

また、地方公共団体の非常勤職員の給与その他の勤務条件等については、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）を始め諸法令の定めるところのつと、勤務の形態や職務の内容に応じ、民間における状況等も考慮し、各地方公共団体において適切に定められるべきものと考えている。

二の1について

国の一般職の非常勤職員（再任用職員である者を除く。二の2について、二の3について並びに別表の1及び2において同じ。）及び再任用職員の過去五年間における各省庁及び国営企業等別の数は、別表の1から4までのとおりである。

二の2について

国の一般職の非常勤職員の採用については、各任命権者において面接、経歴評定等に基づき行われている。

また、国の一般職の再任用職員の採用については、各任命権者において従前の勤務実績等に基づき行われている。

二の3について

お尋ねの「長期不況に対する雇用創出」がどのような範囲のものを指すのかは明らかではないが、二の1についてでお答えした職員について、採用の動機等の調査は行っていない。

なお、国の一般職の非常勤職員及び再任用職員については、業務の必要性等に応じて、各任命権者にお

いて適切に採用が行われているところである。

三の1について

地方公共団体の一般職に属する定数外職員（再任用職員である者を除く。以下同じ。）のうち、常勤職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令の規定により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が十八日以上ある月が引き続いて十二月を超える者の過去五年間における数は別表の5のとおりであり、これ以外の者については、その数は把握していない。

また、地方公共団体の再任用職員の過去五年間における数は、別表の6のとおりである。

三の2について

地方公共団体の定数外職員は職務の内容、勤務の形態等が多岐にわたることから、その採用方法に関する実情は詳細には把握していないが、各地方公共団体においてはその職に必要な知識、経験等を考慮の上、採用が行われているものと認識している。

また、地方公共団体の再任用職員の採用については、各地方公共団体において従前の勤務実績等に基づき行われるべきものである。

三の3について

お尋ねの「長期不況に対する雇用創出」がどのような範囲のものを指すのかは明らかではないが、地域の雇用の確保を図るための取組の一つとして、職員の時間外勤務を縮減してねん出するなどの方法により確保した財源を活用し、定数外職員を採用した都道府県及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市は、平成十四年七月一日現在で、十三道府県及び三指定都市であり、このような取組による平成十二年四月一日から平成十四年七月一日までの定数外職員の採用数は千七百九十六人と承知している。その他の市町村については把握していない。

地方公共団体の定数外職員は、各地方公共団体において、業務の必要性等に応じて適切に採用されるべきものであるところ、このような採用の考え方にのっとりつつ行われる右のような取組は、地域の雇用の確保を図るために地方公共団体が行う先行的な施策として一定の意義があるものと考えている。

別表

1 各省庁別非常勤職員数

(人)

省庁名	年 度				省庁名	年 度
	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度		平成13年度
会計検査院	0	0	0	0	会計検査院	9
人事院	154	155	169	192	人事院	263
内閣	16	19	32	42	内閣	122
内閣法制局	1	2	2	2	内閣法制局	3
総理府	1,716	2,395	2,495	2,854	内閣府	1,897
公正取引委員会	2	2	2	2	宮内庁	177
警察庁	1,185	1,185	1,185	1,185	警察庁	1,326
公害等調整委員会	13	13	11	11	防衛施設庁	0
金融再生委員会	-	-	7	17	金融庁	149
宮内庁	166	169	170	174	総務省	680
総務庁	231	260	264	434	公正取引委員会	36
北海道開発庁	3,014	2,884	2,757	2,699	公害等調整委員会	13
経済企画庁	498	514	598	592	郵政事業庁	0
科学技術庁	1,045	1,178	1,080	1,016	消防庁	27
環境庁	556	607	635	648	法務省	52,668
沖縄開発庁	1,633	1,417	1,281	638	司法試験管理委員会	98
国土庁	625	688	675	678	公安審査委員会	3
金融監督庁	-	22	43	124	公安調査庁	0
防衛施設庁	0	0	0	0	外務省	177
法務省	52,196	52,226	53,273	52,781	財務省	1,263
公安審査委員会	10	10	0	0	国税庁	5,506
公安調査庁	0	0	0	0	文部科学省	71,994
外務省	187	202	203	204	文化庁	433
大蔵省	1,410	1,329	1,412	1,255	厚生労働省	38,459
国税庁	4,946	5,399	5,283	5,114	中央労働委員会	107
文部省	62,898	64,958	66,236	69,053	社会保険庁	1,069
文化庁	1,116	1,164	1,145	1,136	農林水産省	22,641
厚生省	19,053	18,660	18,560	16,761	食糧庁	63
社会保険庁	50	50	50	1,067	林野庁	1
農林水産省	22,061	30,043	19,979	16,899	水産庁	56
食糧庁	71	74	72	74	経済産業省	2,866
林野庁	295	304	307	317	資源エネルギー庁	612
水産庁	405	437	443	487	特許庁	556
通商産業省	4,274	3,850	3,682	3,409	中小企業庁	115
工業技術院	9,389	9,756	10,015	10,148	国土交通省	12,920
資源エネルギー庁	374	420	536	523	船員労働委員会	225
特許庁	442	513	534	518	気象庁	81
中小企業庁	1,050	1,007	895	122	海上保安庁	71
運輸省	4,631	4,581	4,677	4,638	海難審判庁	75
船員労働委員会	225	224	225	225	環境省	489
海上保安庁	79	84	80	79	計	217,250
海難審判庁	77	72	72	72		
気象庁	110	112	120	108		
郵政省	310	333	346	403		
労働省	23,022	23,016	23,316	21,936		
中央労働委員会	101	101	101	101		
建設省	6,238	6,380	6,345	6,795		
自治省	76	74	69	59		
消防庁	24	26	25	25		
計	225,975	236,915	229,407	225,617		

(注) 1 非常勤職員の数は、各年度7月1日現在の数であり、国営企業の職員を除く。
 2 金融監督庁の欄の平成12年度の非常勤職員の数は、金融庁の非常勤職員の数である。

2 国営企業等別非常勤職員数

(人)

事業名	年 度				
	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
造 幣 事 業	8	8	8	6	7
印 刷 事 業	12	11	10	10	11
国 有 林 野 事 業	6,709	5,964	5,718	4,784	4,282
郵 政 事 業	—	99,721	—	108,312	—

- (注) 1 造幣、印刷及び国有林野の各事業の非常勤職員の数、各年度7月1日現在の数である。
- 2 郵政事業の非常勤職員の数、平成10年度にあつては6月10日現在、平成12年度にあつては6月7日現在の数であり、郵政短時間勤務職員及び委員顧問参与等職員を除く。
- 3 特定独立行政法人については、調査を行っていない。

3 各省庁別再任用職員数

		(人)			
省庁名	年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度
	人事院		0	1	1
宮内庁		0	2	2	1
法務省		0	12	8	15
水産庁		0	1	0	0
計		0	16	11	17

		(人)
省庁名	年度	平成13年度
総務省		2
法務省		11
計		13

- (注) 1 再任用実績のない省庁は掲載していない。
- 2 平成9年度から平成12年度までの再任用職員数は、当該各年度において国家公務員法等の一部を改正する法律（平成11年法律第83号）による改正前の国家公務員法（昭和22年法律第120号）第81条の4の規定に基づき再任用又はその任期の更新をされた職員の数である。
- 3 平成13年度の再任用職員数は、当該年度において国家公務員法等の一部を改正する法律による改正後の国家公務員法第81条の4又は第81条の5の規定に基づき再任用又はその任期の更新をされた職員の数である。

4 国営企業等別再任用職員数

		(人)
企業・法人名	年度	平成13年度
	独立行政法人物質・材料研究機構	
独立行政法人放射線医学総合研究所		1
計		5

- (注) 1 再任用実績のない国営企業及び特定独立行政法人は掲載していない。なお、平成9年度から平成12年度までは、再任用実績がない。
- 2 再任用職員数は、国家公務員法等の一部を改正する法律による改正後の国家公務員法第81条の4又は第81条の5の規定に基づき再任用又はその任期の更新をされた職員の数である。

5 地方公共団体における一般職に属する定数外職員数

(人)

平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
5,720	5,431	5,269	5,038	4,994

(注) 地方公共団体の一般職に属する定数外職員（再任用職員である者を除く。）のうち、常勤職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令の規定により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が引き続いて12月を超える者の各年度4月1日現在の数である。

6 地方公共団体における再任用職員数

(人)

平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
142	131	84	326	調査中

(注) 1 平成9年度から平成12年度までの再任用職員の数、地方公務員法等の一部を改正する法律（平成11年法律第107号）による改正前の地方公務員法第28条の4第1項に基づく再任用職員の数である。なお、各年度の再任用職員数は、当該年度の前年度に定年退職した者のうち、①前年度中において再任用職員として採用され、当該年度の4月1日現在に引き続いて在職している者、②当該年度中に再任用職員として採用された者である。

2 平成13年度の再任用職員の数については、地方公務員法等の一部を改正する法律（平成11年法律第107号）による改正後の地方公務員法第28条の4から第28条の6に基づく再任用職員数を現在、調査中である。

